

江戸川区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 この細則は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）により江戸川区が処理することとされた宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）に基づく事務の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この細則で使用する用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）で使用する用語の例による。

(宅地造成又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第三条 省令第七条第一項第十二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定めるもの
- 二 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として区長が別に定めるもの
- 三 排水施設の設計に係る書類
- 四 土地の求積図
- 五 擁壁の展開図

2 省令第七条第二項第十号の規則で定める書類は、前項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。

(工事着手届)

第四条 法第十二条第一項の規定による許可（法第十五条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに工事着手届を区長に提出するものとする。

- 一 法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真
- 二 防災計画平面図
- 三 工事の工程を示す書類
- 四 緊急時における連絡方法

2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第二項の規定により、前項の許可を受けたものとみなされる工事にあつては、都市計画法に規定する開発行為等の

規制に係る施行細則（平成十二年三月江戸川区規則第十二号）第六条の工事着手届出書に前項各号に掲げる書類を添付して提出することにより、前項の工事着手届の提出に代えることができる。

（工事の廃止）

第五条 法第十二条第一項の規定による許可（法第十五条第一項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を区長に届け出るものとする。

（定期の報告）

第六条 法第十九条第一項の規定による報告は、定期報告書により行うものとする。

（身分証明書）

第七条 法第二十四条第二項において準用する法第七条第一項の証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書による。

（監督処分 of 公表）

第八条 区長は、法第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止若しくは災害防止措置の命令又は同条第三項による土地の使用の禁止若しくは制限若しくは災害防止措置の命令を行ったときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の広く江戸川区民に周知する方法により公表することができる。

一 監督処分の年月日

二 監督処分の内容

三 監督処分に係る宅地造成又は土石の堆積の場所

四 監督処分の原因となった行為の内容

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（様式）

第九条 この細則の施行について必要な様式は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年七月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文の許可（経過措置期間（改正法附則第二条第一項に規定する経過措置期間をいう。以下同じ。）の経過前にされた都市計画法（昭和四

十三年法律第百号) 第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。) を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。